

- ・補助対象空家の除却に関して、第三者との間において紛争等が生じたときは、全て申請者の責任において解決する必要があります。また、当該紛争に関し飛騨市及び飛騨市長に対し一切の対処を求めることはできません。
- ・補助対象空家の除却に関して、他の補助金や助成金等の交付を受けてはいけません。
- ・この補助金の申請を行う日が属する年度より前3年度の間、同補助金の交付を受けている場合は、申請できません。
- ・暴力団に属していたり、暴力団や暴力団員と密接な関係を有している場合は申請できません。
- ・市税その他市への収納金を滞納している方は申請できません。
- ・補助対象空家の除却工事及びその工事費の支払いは、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに完了させる必要があります。
- ・この補助金の交付を受けた年度の後3年度間が経過するまでは空家除却後の土地の売却若しくは貸付けを行うことはできません。（※ただし、行政区等が特定空家を取得し除却する場合を除きます。）
- ・補助対象空家の除却完了後は、滅失の登記、上・下水道の休止又は廃止等必要となる手続を速やかに行う必要があります。
- ・空家除却後の跡地については、草木等の繁茂によって周辺環境を阻害することのないよう適正管理に努めなければなりません。

## 6 その他（要綱、関係様式等）

### (1) 飛騨市空家除却補助金交付要綱

### (2) 関係様式

- ・飛騨市空家除却補助金交付申請書（様式第1号）
- ・同意書（様式第2号）（※複数の所有者等がある場合に必要）
- ・委任状（様式第3号）（※委任を受けて除却する場合に必要）
- ・飛騨市空家除却補助金事業（変更・中止）申請書（様式第6号）（※変更が生じる場合等に必要）
- ・飛騨市空家除却補助事業実績報告書（様式第8号）
- ・飛騨市空家除却補助金交付請求書（様式第10号）

補助申請にあたっては補助要件等の審査が必要です。必ず下記まで事前相談ください。

また、補助制度に関してご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。



【令和6年度 事前相談期間】 令和6年5月31日(金) 17時15分まで

#### 【事前相談先・お問合せ先】

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 基盤整備部 建築住宅課 空家担当あて

TEL：0577-73-0153(直通) 0577-73-2111(代表)

E-mail：kenchiku@city.hida.lg.jp

## 飛騨市空家除却補助金制度の概要（令和6年度版）

～ 不要な空家の取壊しを支援します ～

◎補助金交付申請にあたって「事前相談」が必要です。 事前相談期間：5月31日(金)17時15分まで

### 1 背景と目的

所有者の転出等によって住居（建物）が不要となる場合は、売買契約等が適時成立し、新たな所有者によって利用・管理されていくことが理想ですが、立地条件や建物の程度によっては賃貸・売買とも困難なために長年にわたって空家となる事例があります。この間、所有者等によって適切な管理がなされないまま放置されると、最悪の場合は危険な空家（※特定空家等）へと変化し、地域住民の安全や安心な生活を脅かすこととなります。

このため、市では、所有者等が利活用の見込みのない空家を解体する場合に必要な工事費用の一部を支援し、危険な空家の解消や増加の防止、良好な生活環境の確保を目指します。

※特定空家等：「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項の規定による空家等で、倒壊の危険性が高いものや衛生上有害なものなど、放置することが不適切な空家等として、市長が認定したものを言います。



### 2 制度概要

#### (1) 補助対象となる空家（以下の全ての要件を満たす空家が対象となります。）

- ① 市内にある空家（特定空家を含む。）であること。ただし、空家法第22条第3項による命令を受けた特定空家は対象外とする。
- ② 所有権以外の権利（抵当権など）が設定されていないこと。ただし、その全ての権利者の同意がある場合は対象とすることができる。
- ③ 居住の用に供されていた建物（事務所、小屋、倉庫等を除く）で、おおむね1年以上居住の用に供されていないこと。
- ④ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと、また、特定空家の除却後の土地に建築された建物でないこと。
- ⑤ 公共工事による移転又は立替えその他の補償の対象となっていないこと。
- ⑥ 国、地方公共団体又は独立行政法人等が所有権を有していないこと。

#### (2) 補助対象となる方（次のいずれかに該当する方が対象となります。）

- ① 所有する補助対象空家の除却を行おうとする所有者等（個人または行政区若しくは認可地縁団体）であること。ただし、法人は除く。
- ② 上記①の者から委任を受けた者であること。

#### 【除外要件】

上記①または②に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する方は対象外です。

- ・市税その他市への収納金を滞納している場合
- ・この補助金以外に、空家除却に関する他の補助や助成を受けた、または受けようとしている場合
- ・この補助金を受ける年度より前3年度の間この補助金の交付を受けた場合

**(3) 補助対象事業（以下の全ての要件を満たす工事が対象となります。）**

- ① 補助対象者が発注する工事であること。
- ② 補助対象空家の全て（基礎を含む）を除却・処分し、更地にする工事であること。
- ③ 除却工事に関する法令に適合する工事であること。
- ④ この補助金の交付決定後に除却工事業者と請負契約を締結する工事で、交付決定日の属する年度の2月末日までに現場作業及び工事費の支払いが完了する工事であること。
- ⑤ 補助対象空家除却後、不動産の売買若しくは貸付け又は駐車場貸付けを目的として行う工事でないこと。ただし、行政区等が特定空家を取得し、除却を行う場合を除く。

**(4) 補助対象経費（次のいずれか低い方の額が補助対象経費となります。）**

- ① 除却工事費（除却工事に伴う廃材処分費を含む）として工事業者に支払った額
- ② 補助金を交付する年度の国土交通大臣が定める標準除却費により算定した額

**【除外経費】**

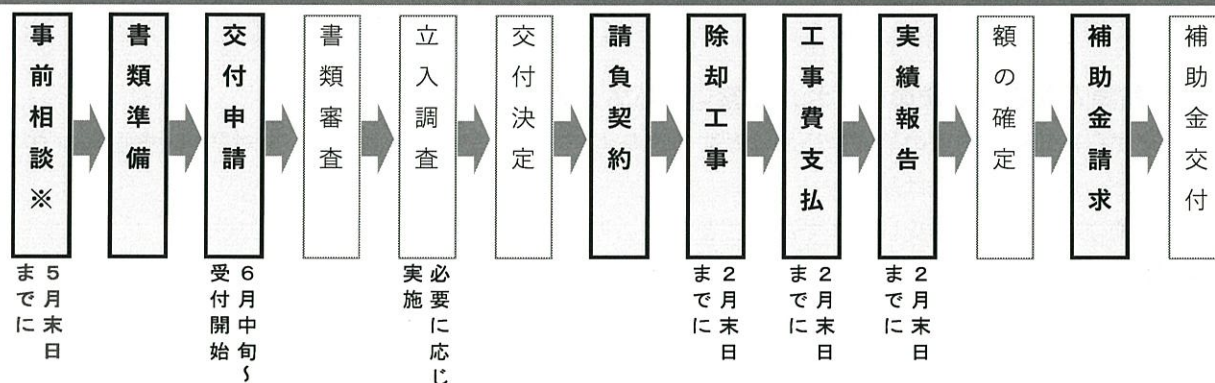
次の経費については補助対象経費から除外します。

- ・補助対象空家の内部及びその敷地内に存する家財道具、機械又は車両等の動産の運搬及び処分に要する経費
- ・補助対象空家除却後の敷地の補強又は造成に要する経費
- ・補助対象空家以外の建物等の補修若しくは補強又はその敷地の整地、補強若しくは造成に要する経費

**(5) 補助金の額**

| 補助対象者 | 補助対象空家                | 補助金の額及び補助率   |
|-------|-----------------------|--|
| 個人    | 空家又は特定空家              | 補助対象経費に <b>2分の1</b> を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とし、 <b>100万円</b> を限度とする。 |
| 行政区等  | 空家                    | 補助対象経費に <b>2分の1</b> を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とし、 <b>100万円</b> を限度とする。 |
|       | 特定空家<br>（委任を受け除却する場合） | 補助対象経費に <b>2分の1</b> を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とし、 <b>200万円</b> を限度とする。 |
|       | 特定空家<br>（取得し除却する場合）   | 補助対象経費に <b>3分の2</b> を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とし、 <b>200万円</b> を限度とする。 |

**3 補助事業の流れ（太実線枠部分について申請者の方が行う必要があります。）**



【※注】補助要件等確認のため上記「事前相談」が必須です。まずは飛騨市役所 建築住宅課へご相談ください。  
(連絡先はこの書類の末尾をご覧ください。)

**4 補助金申請書類・実績報告書類・請求書**

**(1) 補助金申請書類**

- ① 飛騨市空家除却補助金交付申請書（様式第1号）
  - ② 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳記載事項証明書）
  - ③ 複数の所有者等がある場合は全ての所有者等の同意書（様式第2号）◆
  - ④ 委任を受けて除却する場合は所有者等の委任状（様式第3号）◆
  - ⑤ 除却工事費用見積書の写し及び工事費用の内訳が分かる書類の写し
  - ⑥ 除却工事予定業者が除却工事を行うことができる旨を証する書類の写し
  - ⑦ 建物の状況が分かる写真及び除却工事箇所位置図
  - ⑧ 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類 ◆
- （※上記中◆印がある書類は、該当がある場合のみ提出してください）

**(2) 実績報告書類**

- ① 飛騨市空家除却補助事業実績報告書（様式第8号）
  - ② 除却工事請負契約書の写し
  - ③ 除却工事費用の請求書（内訳書含む）の写し
  - ④ 除却工事費用の領収書又は支払いを証する書類の写し
  - ⑤ 除却工事完了後の写真（空家除却後の跡地状況が分かるもの）
  - ⑥ 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類 ◆
- （※上記中◆印がある書類は、該当がある場合のみ提出してください）



**(3) 補助金請求書**

- ① 飛騨市空家除却補助金交付請求書（様式第10号）

**5 留意点等**

- (1) この補助事業は、交付決定額の総額が予算上限に達し次第、受付終了となります。
- (2) 補助金の交付を受けた者（委任し補助対象空家を除却した所有者を含みます。）が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部または一部の返還を求められます。

- ① 補助金の交付を受けた年度の後3年度間が経過する前に、補助対象空家除却後の土地について不動産の売却若しくは貸付け又は駐車場としての貸付けを行ったとき。（※行政区等が特定空家を取得し除却を行った場合を除きます。）
  - ② 補助金の交付申請時における誓約事項に偽りがあったり、補助金交付の条件等に違反したとき。  
（※誓約事項や交付条件は主に下記の内容となります。必ずご確認ください。）
- ・市が、申請内容を審査するにあたって必要に応じて、市税等の納付状況調査、上水道使用状況調査、空家の立入調査を行います。調査を正当な理由なく拒む場合は、補助金の交付を受けることができません。
  - ・補助対象空家には、所有権以外の権利が設定されていないことが条件となります。所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の全ての権利者から同意を得ていることが必要です。